



技術協力プロジェクト

2015年08月22日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)実践的手法による訓練コースの開発と運営管理プロジェクト (英)Project for Development and Administration of Competency Basad Vocational Training Courses
対象国名	エクアドル
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エクアドル国 キト市、イバラ市、サントドミンゴ市、テナ市、リオバンバ市、ロハ市
署名日(実施合意)	2011年12月20日
協力期間	2012年03月22日 ~ 2014年03月21日
相手国機関名	(和)エクアドル職業訓練機構(SECAP)
相手国機関名	(英)Ecuadorian Profesional Training Service

プロジェクト概要

背景	<p>エクアドル共和国(以下、エ国)は一人あたりのGNI3,940USドル(2009年世銀)、人間開発指標では、77位/169ヶ国(2010年UNDP)である。一方、人口の38.3%が政府の定める貧困ライン(National Poverty Line: 56.5USドル/月/人)以下で生活しており、都市部と農村部および民族分類別の貧困率格差は大きく、この格差是正が課題になっている。特に、人口の約半数を占める先住民族をはじめ、女性、身体障害者、難民及び移住者(定住者を含む)は社会的脆弱性が高く、エ国における近年の失業率は10%前後を推移しているが、職に就かず安定した収入を得ていないこの「社会的弱者」の職業訓練を通じた就業/起業が求められている。</p> <p>エ国政府は、基本政策の一つに「貧困及び失業との闘い」を挙げ、その対策として職業訓練を通じた人的資源の開発を取り上げている。かかる状況下で、エ国最大の公共職業訓練機関である職業訓練機構(SECAP)は、技術開発・革新を通じて企業における人材ニーズに対処する一方、社会的弱者の人材育成、能力開発を緊急課題として取り組んでいる。</p> <p>こうした中、それまで産業を担う人材の育成を中心とした訓練を実施してきたものの「社会的弱者」を対象とした職業訓練についてノウハウがなかったSECAPは、技術協力の要請を日本政府に提出し、JICAによる「社会的弱者のための職業訓練プロジェクト(2008-2011年)が実施された。同プロジェクトでは、カリキュラムや教材の整備、指導員訓練の実施体制の確立を通じて、社会的弱者向けの基礎技能訓練モデルが構築され、併せて、この訓練モデルの普及体制の確立に貢献した。</p> <p>他方、昨今の中南米諸国の多くは、従来の職業訓練方法が必ずしも産業界ニーズに即した実践的なものとなっていなかった反省を基に、CBT(Competency-Based Training)手法の導入を本格的に開始している。エ国においても、職業訓練の監督官庁を新設し、産業界のニーズに適合した需要主導型の実践的な職業訓練手法であるCBTアプローチの導入を進めようとしており、かかる協力について日本政府へ要請がなされ本案件が実施されている。</p>
上位目標	エクアドル国職業訓練機構(SECAP)が産業界の需要に対応した職業訓練コースを開発できるマネジメント能力を獲得する。
プロジェクト目標	SECAPにおいて、産業界の需要に対応した実践的な内容(CBT手法)を導入した訓練コースが

開発・整備され、運営管理が改善される。

成果	<ol style="list-style-type: none">1.CBT手法に基づいて既存の訓練コース(産業人材育成、および社会的弱者訓練)が見直される。2.CBT手法に基づいて、社会的弱者訓練の新規モジュールが開発される。3.訓練コースの運営管理についてISOの原則に基づき改善される。
活動	<ol style="list-style-type: none">1-1. 既存職業プロフィールの調査分析がなされる。1-2. 産業界のニーズ聴取にかかる手法を検討し、実施要領を作成する。1-3. 実施要領に基づき、産業界のニーズ聴取が関係機関とともに実施される。1-4. 既存の訓練コースについて、産業界ニーズ調査結果に基づいて評価する。1-5. 評価結果に基づき、実践的な(CBT)手法導入に向けた既存コース内容の見直しとカリキュラムおよび教材の改訂について、その要否と要する内容・手順を整理する。1-6. 以上の活動に基づき、必要と判断された研修コース内容の見直し、カリキュラムおよび教材の改訂が進められる。 <ol style="list-style-type: none">2-1. 産業界ニーズ聴取結果に基づいて、既存の社会的弱者訓練に新たに求められる訓練内容を抽出する。2-2. 抽出された、新たに求められる産業界ニーズに即した社会的弱者訓練の内容について、その導入の可否と、新規導入内容について関係機関と協議・検討する。2-3. 新規導入が妥当と判断された内容にかかるカリキュラムが開発される。2-4. 新規開発されたカリキュラムに基づき、教材が開発される。
投入	<ol style="list-style-type: none">3-1. 訓練コースのマネジメント手法に関する職員訓練が実施される。
日本側投入	<ol style="list-style-type: none">1. 専門家派遣: 総括/職業訓練管理(長期)10か月×2年2. 本邦研修(課題別研修上乘せ参加)3. 第三国専門家4. 第三国研修5. 機材供与6. 在外事業強化費
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none">1. カウンターパートの配置<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトダイレクター・プロジェクトマネジャー・CBT手法・マネジメント手法・専属カウンターパート兼技術アシスタント・事務アシスタント・運転手2. プロジェクトに必要な施設・機材の手配<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトオフィス・プロジェクト用事務機器・什器・車輛3. プロジェクト実施予算
外部条件	<ol style="list-style-type: none">1. 前提条件<ul style="list-style-type: none">・エ国政府の社会的弱者向け基礎技能訓練に関する政策が維持される。・エ国政府のCBT手法導入に関する政策が維持される。・関係機関からのプロジェクトへの協力が得られる。・プロジェクト実施予算が確保される。2. 外部条件<ul style="list-style-type: none">・エ国の経済状況が悪化しない。
実施体制	
(1) 現地実施体制	SECAPが主なカウンターパート機関として、労働関係省や地方行政機関と調整しながらプロジェクトを実施する。労働関係省は社会的弱者のための養成訓練コースの実施経費を確保するほか、就労支援活動に積極的に参加する。
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<ol style="list-style-type: none">1. 「職業訓練改善プロジェクト」(技術協カプロジェクト: 2002年7月～2007年6月)2. 「職業訓練改善計画」(無償資金協力: E/N署名2004年11月)3. 「職業訓練運営管理強化」(個別専門家派遣: 2007年10月～2003年3月)4. 「社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト」(技術協カプロジェクト: 2008年11月～2011年10月)
(2) 他ドナー等の援助活動	エ国では、多くの社会的弱者支援プログラムが実施されているため、相互補完関係を構築する。 <ul style="list-style-type: none">・本プロジェクトでは対象とならない重度障害者に対しては、経済社会統合省管轄のCEPRODIS(障害者保護センター)や、教育省管轄の特殊学校が職業訓練を実施している。・障害者の職業訓練・就業支援はUSAIDなどの支援を受けてCONADIS(国家障害者審議会)管轄のENEDIF(肢体障害者協会)も行っている。・山岳部農民については、農業牧畜漁業省(MAGAP)が農業技術の訓練を農民に対して行っており、さらにSECAPも本プロジェクト対象外のコースで農業技術の訓練を行っているため、相互補完関係がある。



技術協力プロジェクト

2015年08月22日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト (英) Strengthening of the Occupational Training for the Vulnerable Sector
対象国名	エクアドル
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	社会保障-障害者支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	キト、イバラ、サントドミンゴ、アンバット、クエンカ、テナ
署名日(実施合意)	2008年10月02日
協力期間	2008年11月01日 ~ 2011年10月31日
相手国機関名	(和) エクアドル職業能力開発機構(SECAP)
相手国機関名	(英) The Ecuadorian Professional Training Service(SECAP)
日本側協力機関名	特になし

プロジェクト概要

背景	<p>エクアドル共和国(以下、エ国)は人口の17.7%が1日1ドル以下の所得しかない貧困層であり(1日2ドル以下では人口の40.8%)貧困及び失業が社会的に大きな問題となっている。特に、人口の43%を占める先住民族をはじめ、女性、身体障害者、難民及び移住者(定住者を含む)は社会的脆弱性が高い。エ国における近年の失業率は、10%前後を推移しており、職についておらず安定した収入を得ていない「社会的弱者」の職業訓練を通じた就業または起業が求められている。</p> <p>エ国政府は長期国家開発計画(2003-07年)において、職業能力開発を通じた人的資源の開発を重点課題のひとつとして掲げてきた。2007年1月に誕生したコレア政権は国家動員政府計画(2007年-11年)のなかで経済及び生産性の改革に焦点を当て、社会的弱者のための低金利貸付サービスのほか、職業訓練機構(SECAP)の機能強化を通じた「社会的弱者」の職業訓練サービスへのアクセスの向上を重点課題として取り上げている。</p> <p>本政府計画の下、労働雇用省はSECAPに対して、エ国内の「社会的弱者」を対象とした職業訓練のための新たな予算を計上しサービスを開始している。また、2007年3月には全国職業訓練審議会(CNCF)が徴収する訓練税の30%(約400万ドル/年)をSECAPが実施する「社会的弱者」のための訓練に割り当てる大統領令が公布され、「社会的弱者」を対象とした訓練が拡充されることとなった。</p> <p>SECAPはこれまで、産業を担う人材の育成を中心とした訓練を実施してきており「社会的弱者」を対象とした職業訓練についてはノウハウがなく日本政府に技術協力の要請がなされた。</p>
上位目標	「社会的弱者向けの基礎技能訓練モデル」(以下、「モデル」という)がSECAP全訓練センター(18ヶ所)に普及し、社会的弱者向けの基礎技能訓練が実施され、社会的弱者の就労機会が増加し、生計が向上する。
プロジェクト目標	「モデル」がSECAP本部とプロジェクト対象訓練センターで構築され、その普及体制がSECAP本部にて確立される。
成果	成果①: 社会的弱者向けの基礎技能訓練コースのカリキュラム、教材、実習場が改善される。

成果②: 社会的弱者向け基礎技能訓練コースの指導員訓練の体制が構築される。
 成果③: 社会的弱者向けの基礎技能訓練コースのニーズ調査・追跡調査のシステムが確立される。
 成果④: 就労支援システムがSECAP本部、及びSECAP訓練センターで確立される。
 成果⑤: プロジェクトの活動のための関係機関との協力体制が構築される。
 成果⑥: プロジェクトで開発された「モデル」の普及体制が構築される。

活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. 訓練科目のカリキュラムと教材の開発、及び実習場の機材のための実施要領を作成する。 1-2. 実施要領に基づき、カリキュラム及び教材を開発する。 1-3. 実施要領に基づき、必要な機材をSECAP訓練センターの実習場に整備する。 1-4. SECAP訓練センターにおいて開発されたカリキュラム、教材、整備された機材を使用して基礎技能訓練コースを実施する。 1-5. 基礎技能訓練コースの評価を行う。 1-6. 評価結果に基づいてカリキュラムや教材を改訂し、基礎技能訓練コースの内容を見直す。 1-7. 以上の活動に基づき、改訂されたカリキュラムや教材、基礎技能訓練コース実施に必要な機材について、SECAPの技術教務規程へ反映する。 2-1. 指導員訓練のための実施要領を作成する。 2-2. 実施要領に基づき、指導員訓練のためのカリキュラム及び教材を開発する。 2-3. 指導員訓練コースを実施する。 2-4. 以上の活動に基づき、指導員訓練コースの実施に必要なカリキュラムや教材について、SECAPの技術教務規程へ反映する。 3-1. SECAP本部及び訓練センターにおいてニーズ調査・追跡調査のための組織体制を構築する。 3-2. ニーズ調査・追跡調査の実施要領を作成する。 3-3. 実施要領に基づき、SECAP普及員がニーズ調査・追跡調査を関係機関と実施する。 3-4. 調査結果をまとめ、SECAP訓練センターにフィードバックし、基礎技能訓練コースに反映させる。 3-5. 以上の活動に基づき、ニーズ調査・追跡調査についてSECAPの技術教務規程へ反映する。 4-1. SECAP本部及び訓練センターに就労支援のための組織体制を構築する。 4-2. SECAP本部及び訓練センターがマイクロクレジットに係る情報に係る情報をまとめ、基礎技能訓練コース受講生に提供する。 4-3. SECAP本部及び訓練センターが就労に係る情報に係る情報をまとめ、基礎技能訓練コース受講生に提供する。 5-1. ニーズ調査・追跡調査のシステム確立及び就労支援システムの確立のために関係機関との委員会を設立する。 5-2. 関係機関との協力体制についての実施要領を作成する。 6-1. SECAP本部に「モデル」普及のための組織体制を構築する。 6-2. 「モデル」普及のための実施計画を作成する。 6-3. 上記実施計画遂行のための準備を開始する。
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家派遣 派遣分野: 総括/職業訓練管理、ニーズ・追跡調査/訓練計画、連携活動/業務調整 2. 機材供与 縫製、建築、調理、機械金属、電気電子、自動車整備に係る基礎技能分野で必要とされる訓練機材を供与する。 3. 第三国からの専門家派遣(3名×1月×3年) 4. 第三国での研修(3名×1月×3年) 5. 在外事業強化費 プロジェクトの活動に必要な経費。
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. カウンターパートの配置 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 プロジェクトダイレクター 1.2 プロジェクトマネージャー 1.3 各職業訓練センターの所長 1.4 社会的弱者向け基礎技能訓練コースを実施する指導員 2. プロジェクト実施のために必要な「エ」国側予算 3. 施設の提供 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 SECAP訓練センターの社会的弱者向け基礎技能訓練コース実施のための教室、実習場 3.2 専門家の執務室及び備品 3.3 車輛
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1) 前提条件 <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関がプロジェクトに協力する。 2) 成果(アウトプット)達成のための外部条件 <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会的弱者向け基礎技能訓練のための予算が確保される。 3) プロジェクト目標達成のための外部条件 <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関が継続的にプロジェクトに協力を行う。 4) 上位目標達成のための外部条件 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「エ」国の経済状況が悪化しない。 2. 「エ」国政府の社会的弱者向け基礎技能訓練に関する政策が維持される。
関連する援助活動	

(1)我が国の
援助活動

1)「職業訓練改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト:2002年7月～2007年6月)
SECAPの北部工業職業訓練センター(CERFIN)における、機械・金属、電気・電子分野の上級訓練(テクニコ・テクノロゴコース)の開発と実施を主目的としたプロジェクトで、①市場ニーズを踏まえた向上訓練、②上級コース開発・実施、③指導員の再訓練、④委員会等によるセンター運営管理などが実施された。

2)「職業訓練改善計画」(無償資金協力:E/N署名2004年11月29日)

SECAP6センターの機械・金属、電気・電子、自動車整備及び工業縫製分野の訓練コース実施に必要な機材整備を実施。

3)「職業訓練運営管理強化」(個別専門家派遣:2007年10月～2009年3月)

1)の「職業訓練改善プロジェクト」で挙げた成果を全国のSECAP職業訓練センターに普及させるために個別専門家を派遣。主に①技術教務規程の普及、②各種委員会制度の定着、③機材運営管理体制、についてのモニタリングを実施し、指導・提言を行った。

(2)他ドナー等の
援助活動

「エ」国では、本プロジェクトの他にも他ドナーや関係機関により、多くの社会的弱者支援プログラムが実施されているので、本プロジェクトではこれらのプログラムと有機的な補完関係を構築する。

UNHCRと実施パートナー(現地のNGOなど)、国際移住機関(IOM)からは本プロジェクトに対し、受講生の推薦や社会・心理面での配慮などのサポート、ニーズ調査、追跡調査実施に対して協力を得る。

一方、本プロジェクトでは対象としない重度障害者に対しては経済社会統合省管轄のCEPRODIS(障害者保護センター)や、教育省管轄の特殊学校が職業訓練を実施しており、本プロジェクトと補完関係にある。また障害者の職業訓練・就業支援はUSAIDなどの支援を受けてCONADIS(国家障害者審議会)管轄のFENEDIF(肢体障害者協会)も行っている。

また、山岳部の農民なども本プロジェクトの対象から外れるが、農業牧畜漁業省(MAGAP)が農業技術の訓練を農民に対して行っており、さらにSECAPも本プロジェクト対象外のコースで農業技術の訓練を行っているため、これらの訓練とも本プロジェクトと補完関係を構築する。



個別案件(専門家)

2012年07月12日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)国家森林植林計画アドバイザー (英)Policy Adviser on National Forestation and Reforestation Plan
対象国名	エクアドル
分野課題1	自然環境保全-その他自然環境保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	その他 プログラム
プロジェクトサイト	PROFORESTAL (キト市)
署名日(実施合意)	2008年04月01日
協力期間	2009年08月10日 ~ 2011年08月09日
相手国機関名	(和)農牧漁業省 エクアドル林業開発振興局
相手国機関名	(英)Unidad de Promocion y Desarrollo Forestal del Ecuador (PROFORESTAL), MAGAP

プロジェクト概要

背景 エクアドル政府は自然環境・生態系保全の観点を重視しつつ、バランスの取れた長期的・総合的視野に立脚した森林政策に取り組む方針を決定し、2006年9月15日付けで環境大臣は「国家森林植林計画(PNFR)」を認可し推進することを公布した。
同計画は、産業植林プログラム、アグロフォレストリープログラム、及び天然資源の復旧・保護・保全プログラムの3プログラムから構成されている。
2008年2月に「国家森林植林計画」の所掌が環境省から農牧漁業省のエクアドル林業開発振興局(PROFORESTAL)へ移管した。しかしながら、PROFORESTALは2008年4月に設置されたばかりで「国家森林植林計画」の実施体制が脆弱であることから、専門家による助言、支援が必要となっている。

上位目標 「国家森林植林計画」の実施体制が強化される。

プロジェクト目標 「国家森林植林計画」のアクションプランの策定を支援し、その実施する体制を整備する。

成果

1. 「国家森林植林計画」のアクションプランが策定・実施される。
2. 「国家森林植林計画」を機能させるための管理基盤が整備される。
3. 「国家森林植林計画」のモニタリング・評価システムが普及する。

活動 以下に関する助言、指導を行う。

1. 「国家森林植林計画」を実施するための制度化
2. 自立発展及び生活の質向上につながる林業プロジェクトの策定と実施のための調整
3. 植林事業実施のための適切なプロセスの明確化
4. 生活の質改善に資する育種に係る適切な技術的条件の整理

投入

- 日本側投入
- ・1名の長期専門家派遣(24M/M)
 - ・在外事業強化費
 - ・カウンターパートの配置

相手国側投入

- ・執務室提供
 - ・事務用品の提供
 - ・移動用車輦(4x4)の提供等
- 外部条件
- ・「国家森林植林計画」が大幅に変更されないこと。

実施体制

- (1)現地実施体制 ・PROFORESTALの人員及び予算が確保されている。
- (2)国内支援体制 農林水産省林野庁

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動
- 1)我が国の援助活動
- ・短期専門家「国家森林・植林計画」の派遣(2005.3.26-5.30)
 - ・環境省国家森林局所属の長期専門家「国家森林植林計画アドバイザー」の派遣(2007.8.22-2009.8.21)
 - ・シニアボランティア「植林」派遣(2009.1-2010.1)
 - ・「チンボラソ県農村部貧困削減プログラム・プレフェーズ」の実施(2009.2-2011.2)
- (2)他ドナー等の
援助活動
- ・米州開発銀行が2005年に国家植林計画を開始に向けた基盤整備のため、120千US\$を融資(コンサルテーション)
 - ・世銀プロジェクト(実施予定)であるGEF(地球環境ファシリティ)及びJSDF(日本社会開発基金)事業との連携を検討中。



個別案件(専門家)

2014年06月03日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 気候変動に係るキャパシティビルディング専門家 (英) Adviser on Climate Change Capacity Building
対象国名	エクアドル
分野課題1	環境管理-気候変動対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	キト、その他(今後選定されるパイロットプロジェクト対象地)
署名日(実施合意)	2010年05月01日
協力期間	2011年12月01日 ~ 2013年09月30日
相手国機関名	(和) 環境省気候変動次官室
相手国機関名	(英) Ministry of Environment, Climate Change Undersecretariat

プロジェクト概要

背景

エクアドル国(以下「エ」国)の「国家開発計画2009年～2013年」では、「自然の権利の保障及び健全で持続可能な環境の促進」という目標の下、環境保全、水資源、持続可能なエネルギー構成、気候変動、汚染対策、気候変動に対する脆弱性の低減、環境の統合的管理を横断的な課題とした政策を定め「気象災害や気候変動に対する適応と緩和の促進」という政策目標を掲げている。また、環境と開発の調和を目指した開発計画のもとで天然資源の持続可能な利用と保存を目的とした法的な枠組みの導入を試みている。「エ」国はこうした国家政策のもと、「気候変動への適応策に関する国家計画」(以下、国家計画)を作成し、環境省の中に気候変動次官室(以下、気候室)を新たに設置し、本国家計画の推進に向けた「エ」国の行政的取り組みを強化している。((注):「エ」国は、2009年5月には、我が国政策でもある「クールアース・パートナーシップ」におけるパートナー国となっている。)

気候室は、気候変動緩和局及び適応局の2つの局を備え、①気候変動に係る政策、戦略及び規制に関する取りまとめ・調整、②気候変動への適応・緩和策の国家政策としての調整、③気候変動に対処する政策・戦略を提案・設計すること、以上3つを柱とした施策を実施し、「エ」国における地球温暖化に係る国家計画推進部署としての責任を負っている。そのため気候室は、国家計画を具体的な政策として実施していくために、「エ」国で実施されている様々な気候変動の適応策の効果をモニタリング・評価する管理モデル及び管理モデル運用のための活動管理マニュアル。また、管理の対象とする適応策は、環境省が実施中の適応策のみならず、関連省庁や地方自治体を実施する事業も含まれる予定である。しかし、同室の職員は、気候変動分野での業務経験が非常に短く、知識・経験に乏しいことから、組織全体の能力強化、最新知見の導入が喫緊の課題となっている。さらに、行政機構の地方分権化に伴い、「エ」国の適応に関する取り組みを効果的に進めるため、中央政府が地方自治体を支援・指導できるよう、人材面、運営/管理面の能力強化が求められている。

以上の状況を踏まえ、本専門家の派遣は、「エ」国気候室をカウンターパート(C/P)機関として、同国の気候変動対策の取り組み状況をレビューし、「エ」国の国家計画をもとに具体的な気候変動対策政策及び施策、とりわけ「エ」国が重視する気候変動適応策を遂行していく能力の向上を目的とする。

上位目標 エクアドルの気候変動適応に関する課題対処能力が向上する。

プロジェクト目標	環境省・気候変動次官室の気候変動適応に関する課題対処能力が強化改善される。
成果	<p>成果1 「エ」国の気候変動適応策に係る情報が更新される。</p> <p>成果2 「エ」国で実施されている様々な気候変動適応策のモニタリング・評価のための管理モデルが取りまとめられる。</p> <p>成果3 気候変動関連の様々な行政レベルの関係アクターに対し、管理モデルの運用を支援するための活動管理マニュアル案が作成される。</p>
活動	<p>活動1-1 他国における適応分野の活動の管理に係る好事例に関する情報収集を行う。</p> <p>活動1-2 「エ」国における既存の行政評価制度に関する情報収集を行う。</p> <p>活動1-3 「エ」国における気候変動の適応策に係る管理モデル(モニタリング指標、各適応策のベースライン、及び評価手法)の情報収集を行う。</p> <p>活動1-4 「エ」国における適応分野の関係アクターの役割の情報収集を行う。</p> <p>活動2-1 活動1における情報・分析を踏まえて、C/Pと共同で「エ」国における適応分野の活動として含める内容の精査を行う。活動2-2 管理モデルの検討を行い、適応分野の活動管理マニュアルの方向性を決定する。</p> <p>活動2-3 管理モデルの設計に向けたパイロットプロジェクトの計画作成を支援する。</p> <p>活動2-4 パイロットプロジェクトの実施計画作成、関係機関調整を行う。</p> <p>活動2-5 パイロットプロジェクトの実施、評価、結果のフィードバックを行う。</p> <p>活動2-6 既存の行政評価制度と本業務にて構築を支援する管理モデルとの整合性・適合性の検討し、管理モデルの内容を策定する。</p> <p>活動3-1 管理モデルの試験的運用に関する助言・指導を行う</p> <p>活動3-2 パイロット活動の結果のフィードバックを踏まえて、管理マニュアルのアウトラインを作成し、最終化に向けた支援を行う。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・短期専門家 1名 ・在外事業強化費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・C/P複数名の配置 ・専門家執務室(インターネット等基本設備付)の提供 ・専門家の活動費の補填 ・専門家活動用資機材の補填 ・関係アクターとの調整
外部条件	気候変動に係る当国の政策が大きく変更されないこと。
実施体制	
(1)現地実施体制	C/P機関の環境省国家気候変動・持続可能な生産・消費局は、局長を含め16人で構成されており、専門家との共同活動が出来る体制にある。
(2)国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	課題別研修「気候変動への適応」に、エクアドルから数名参加実績がある。
(2)他ドナー等の援助活動	・水セクターにおいては、UNDP-GEFの支援のもと、「Adaptation to Climate Change through Effective Water Governance in Ecuador」を2008-2012にかけて実施中。



技術協力プロジェクト

2018年10月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト (英)the Project "Sustainable Integrated Rural Development in the Prefecture of Chimborazo"
対象国名	エクアドル
分野課題1	農業開発-その他農業開発
分野課題2	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	産業開発プログラム
援助重点課題	格差是正
開発課題	社会的包摂に配慮した産業開発
プロジェクトサイト	テリトリアル計画に基づき区分された県内8ゾーンのうちの4ゾーン30集落
署名日(実施合意)	2011年12月07日
協力期間	2012年03月15日 ~ 2017年03月14日
相手国機関名	(和)チンボラソ県政府、農牧漁業省、環境省、教育省、保健省
相手国機関名	(英)GADPCH,MAGAP,MAE,ME,MSP

プロジェクト概要

背景

本プロジェクトの対象地域であるチンボラソ県は、人口約40万人のシエラ(山岳)地域のほぼ中央に位置する地方県である。同県は、主要な生計手段である農業所得の低さに加え、質の低い教育・医療・基礎インフラによる劣悪な生活環境及び自然資源の劣化(森林破壊による流域荒廃、土壌侵食など)を起因とし、シエラ地域10県の中でも深刻な貧困問題を抱えている。

これらの複合的な問題を解決するためには、多分野に及ぶ総合開発の観点から中長期的な開発戦略の策定が必要ことから、チンボラソ県ではJICAの支援を得て貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標とした、「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」を実施し、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」の策定及び同戦略に基づいた開発計画の策定が行われた。

今後の課題としては、本戦略を持続的に実施に移すために、各集落のレベルで住民の直面する課題を的確に把握し、上記戦略の枠組みに沿ってこれに対応する計画を策定・実施することであり、併せて住民の主体性の形成と自助努力による生活環境の改善や収入の向上、テリトリアル計画などの行政が推進する参加型開発への理解・協力を促進することが求められている。また、総合的な開発戦略を適切に実施するために、複数のセクターにまたがる関係行政機関の連携・調整による実施体制の強化と、課題分析・計画策定・計画実施に係る関係組織の能力向上が必要である。

こうした背景のもと、エクアドル国政府はJICAに対して本プロジェクトの協力を要請した。

上位目標 チンボラソ県農村部の住民の生活の質が改善される。

プロジェクト目標 実証対象地域における住民の生計の向上及び生活環境が改善されると共に、普及対象地域において生活の質の改善に向けた開発事業の実施基盤が整備される。

実証対象地域:テリトリアル・アプローチ計画に基づき区分された県内8ゾーンのうちの4ゾーン30集落

普及対象地域:チンボラソ県全農村部

1. 実証対象地域の農家が、生計向上についての基礎的知識・技術を習得し実践する。

成果

2. 実証対象地域において、農家が生活環境改善についての基礎的知識・技術（環境、保健、教育）を習得し実践する。
3. 持続的総合農村開発のための、参加型開発に係る各関係機関の職員や技術者・普及員の能力が強化される。
4. 持続的総合農村開発のための関係機関の連携が強化される。
5. 持続的総合農村開発のための体制構築・手法確立のためのガイドラインが策定される。

活動

- 1-1 実証対象地域の選定及びベースライン調査を行う。
- 1-2 関係機関の技術者及び普及員に対して、生計向上に関する能力強化を行う。
- 1-3 農民グループを組織し、同グループのための生計向上に係る研修計画の策定及び実施を支援する。
- 1-4 研修成果を活用した農民グループによる生計向上のための活動計画の策定及び実施を支援する。
- 1-5 農民グループによる、生計向上にかかる活動改善のための定期的なモニタリング・評価の実施を支援する。
- 2-1 農民グループに対し、関係省庁の公共サービスを活用し、生活環境改善に係る研修計画（環境保全・予防保健・栄養改善・識字教育等）の策定・実施を行う。
- 2-2 研修成果を活用した農民グループによる生活環境改善にかかる活動実施を支援する。
- 2-3 上記活動について、生活環境改善にかかる活動の改善のための農民グループによる定期的なモニタリング・評価を支援する。
- 3-1 持続的総合農村開発のための参加型開発サイクル（ニーズ把握、計画策定、事業実施、モニタリング評価、フィードバック）及びツール（組織化、生活環境改善に係るツール等）に関するプロジェクト関係機関の職員能力強化研修を計画し、実施する（含むマニュアル類作成）。
- 3-2 習得した参加型開発に係る知見を基に、コミュニティプロジェクトの活動に適用する。
- 4-1 関係機関横断的な技術支援ユニットを設立する。
- 4-2 県政府が中心となり関係機関とともに普及ネットワークを設立する。
- 4-3 関係機関の連携による農村開発普及事業を実施する。
- 5-1 実証対象地域における各活動の経験及び普及対象地域の農村の現状と課題を基に、持続的総合農村開発のための体制構築・手法確立のためのガイドラインの草案を策定する。

投入

日本側投入

- 日本側投入 Input from Japanese Government
- ・長期専門家の派遣（4名）
 - ①チーフアドバイザー／持続的総合農村開発 ②業務調整／参加型開発 ③農産物流通／収入源創出 ④持続的農業技術普及
 - ・短期専門家（灌漑、水土保全、生活改善、ジェンダー・社会配慮等）
 - ・第三国専門家（栽培、テリトリアル・アプローチ等）
 - ・機材供与：土壌回復・保全のための機材、車両、普及員用バイク、プロジェクト事務所用事務機器（複写機、パソコン等）等
 - ・カウンターパートの研修
 - ・ポリビア・ペルー類似案件との技術交換

相手国側投入

- 相手国側投入 Input from Recipient Government
- ・プロジェクト・ディレクター及びプロジェクト・コーディネーター
 - ・プロジェクト・スタッフ（県政府内関係部局、地方行政府、関係省庁）
 - ・予算（運営経費、マイクロプロジェクト実施予算等）
 - ・プロジェクト事務所
 - ・支援スタッフ
 - ・プロジェクト用車両

外部条件

- 1) 事業実施のための前提条件
 - ・テンボラソ県の治安が確保される。
- 2) 成果達成のための外部条件
 - ・カウンターパートや協力関係機関の関係者が頻繁に異動しない。
 - ・自然災害や極端な異常気象がプロジェクト対象地域で発生しない。
 - ・医療及び教育に係る施設・関係者の質・量が確保される。
- 3) プロジェクト目標達成のための外部条件
 - ・関係機関や対象地域の村落の人材が頻繁に異動しない。
- 4) 上位目標達成のための外部条件
 - ・エクアドル国又は地域の経済状況が著しく悪化しない。
 - ・県政府、参加省庁及び関係機関の構造と機能に大きな変化が生じない。
 - ・関係機関の一般予算が大幅に削減されない。

実施体制

(1) 現地実施体制

本件実施の際には、テンボラソ県と各関係省庁の県出先事務所（農牧漁業省、教育省、保健省、環境省）が責任を持って、プログラムの運営管理に必要な予算措置を講じる。
また、テリトリアル計画の趣旨に沿って、市やパロキア（市の下の行政単位）などの地

- (2)国内支援体制
- 方政府も実施体制に組み入れる。関係機関の責任者レベルの会議や、総合農村開発に関する技術者レベルの会議を随時開催しプログラム全体の円滑な事業推進を図る。特になし。

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動
- 貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標として、2009年2月から2011年8月まで「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト(PMSK:Project Minka Sumak Kawsay)」を実施し、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」の策定及び同戦略に基づいた開発計画の策定が行われた。
- (2)他ドナー等の
援助活動
- KOICA(韓国国際協力団)による用水路整備
FAO(国際連合食糧農業機関)による「パラモ」と呼ばれる脆弱な湿原における自然資源利用プロジェクト
WB(世界銀行)による灌漑・道路プロジェクト
UNDP(国際連合開発計画)による保健に関する研修・普及
UNICEF(国際連合児童基金)による教育関連テキストの作成



技術協力プロジェクト

2017年12月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト (英) Capacity Development for Promoting the Sustainable Integral Rural Development for Poverty Reduction in Chimborazo Province
対象国名	エクアドル
分野課題1	農村開発-農村インフラ整備
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	チンボラソ県
署名日(実施合意)	2008年11月26日
協力期間	2009年02月24日 ~ 2011年08月23日
相手国機関名	(和) チンボラソ県
相手国機関名	(英) Chimborazo Provincial Government

プロジェクト概要

背景 エクアドル共和国(以下「エ」国)は、石油、バナナ、エビなどの輸出を通じて安定的な経済成長を遂げているが、未だ国民の約60%が「エ」国が定める貧困ライン(年間収入が660ドル以下)を下回る生活をしている。また、これら貧困層は、地方部や先住民族地域に多く居住し、彼らの多くは小規模な農業を生活の糧としているが、農業による1家族の年間収入が1,000ドルに満たないため、出稼ぎにより生計を立てている農家もいる。

「エ」国チンボラソ県は、人口約40万人のシエラ(山岳)地域のほぼ中央部に位置する地方県である。このチンボラソ県は、シエラ地域10県の内でも深刻な貧困問題を抱えており、貧困ライン以下の人口が県総人口の64%を占めている。

貧困の主な要因としては主要な生計手段である農業所得の低さに加え、教育、医療及び基礎インフラの未整備による劣悪な生活環境が挙げられる。また、過度の森林伐採が水源涵養力の低下及び土壌浸食に繋がり、農業生産性の低下及び生活環境の悪化を招いている。

このように複合的な要因からもたらされた貧困問題の解決のためには、チンボラソ県政府を始めとする関係機関が中長期的な視点に基づく各種事業の企画、実施、運営・管理、評価等を実施する必要がある。しかし、この点で関係機関は十分な経験がないことから、上記一連のプロセスを実施し、関係機関が持続的総合農村開発を実施するための体制の整備を目的とした協力を我が国に要請した。

なお、持続的総合農村開発を実施するためには、人材育成及び開発計画の策定を通じた実施体制の整備、農村開発事業の実施プロセスの確立及び実施体制の定着、という二段階のステップが必要となるが、チンボラソ県では基礎となる実施体制が整備されていないことから、本プロジェクトではまずこの整備を行う。また、農村開発事業の実施プロセスのモデル化及び実施体制の定着にかかる協力を後継案件として形成する。

上位目標 チンボラソ県において、貧困削減に向けた事業計画が実施される

プロジェクト目標 チンボラソ県において貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備される

成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の持続的総合農村開発に関する問題分析能力が強化される 2. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の持続的総合農村開発に関する事業計画策定能力が強化される 3. チンボラソ州政府、関係省庁及び関係機関の事業実施及び管理運営能力が強化される
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 プロジェクト運営委員会、セクター別ワーキンググループを設置する 1-2 モデル集落を選定する 1-3 対象地域で現状把握調査を実施する 1-4 参加型ワークショップを通じて、対象地域の開発ニーズを把握する 2-1 開発ニーズに基づきマルチセクター型の持続的総合農村開発戦略を策定する 2-2 セクター別の事業計画を策定する 2-3 事業に必要な資金計画を策定する 2-4 関係機関に事業実施を要請する 3-1 試行事業実施に必要な体制を整える 3-2 モデル集落で試行事業を実施する 3-3 モニタリング・評価を行う 3-4 持続的総合農村開発手法案を策定する 3-5 2011年以降の本体事業の開始ための準備作業を行う。(2010年8月の終了時評価にて追加)
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(①チーフアドバイザー/コミュニティ開発人材育成、②参加型開発/業務調整) ・短期専門家(参加型ワークショップ手法、土壌保全、教育戦略策定、保健戦略策定等) ・第三国研修の実施(ボリビア等) ・資機材(試行事業実施用資材、プロジェクト車輛) ・プロジェクト運営経費の一部補填(試行事業の実施に必要なローカルコンサルタントの配置含む)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト・ダイレクター(1人)、プロジェクト・マネージャ(1人) ・プロジェクト・スタッフ(農業、環境、教育、保健及び公共事業の各セクターに州政府の職員をそれぞれ1人以上フルタイムで配置) ・プロジェクト・スタッフ(農業、環境、教育、保健の各セクターに関係省庁の県事務所の職員をフルタイムもしくはパートタイムで配置) ・プロジェクト運営経費(試行事業実施経費、プロジェクト管理費等) ・プロジェクト事務所の設置(チンボラソ県庁舎内、家具、基本備品、電話、インターネット設備の設置を含む) ・アシスタント要員の配置 ・プロジェクト車輛
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト実施のための前提条件: チンボラソ県の治安が確保される、対象地域の集落の継続的な協力が得られる ②プロジェクト目標達成及び成果達成のための外部条件: カウンターパートの人事異動等による実施体制の変更が頻繁に発生しない、試行事業実施のための予算及び人員が確保される ③上位目標達成のための外部条件: チンボラソ県の貧困削減に向けた持続的総合農村開発政策に変更がない、事業実施のための予算及び人員が確保される
実施体制	
(2)国内支援体制	アンデス高地総合農村開発に係る国内支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ●JICA開発調査「シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画」(2002-2005年) ●JICA長期専門家「農牧政策アドバイザー/農業政策振興アドバイザー」(2005-2008年) ●JICA開発調査「コスタ地域カタラマ川流域農業開発計画」(1981-1982年) ●草の根無償協力「水資源供給システム整備」各地 ●JICA開発調査「シエラ地域における貧困削減のための小規模農家支援体制再編計画」(2009-2010年) ●JICA長期専門家「国家森林植林計画アドバイザー」(2007-2009年)
(2)他ドナー等の援助活動	チンボラソ県では、米州開発銀行、FAOおよびスイス開発協力公社が農業農村開発協力を、EUが保健セクターでの協力を実施している。また、識字教育、農業技術指導、保健教育などの活動をおこなっているNGOも存在する。